

令和 8 年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)
参加申込書

当社は、公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が実施する「令和 8 年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)」(以下「本事業」という。))への参加申込みに当たり、本事業支援団体募集要項「2 申請要件(2)」で定める下記の支援先企業の要件①から⑨をすべて満たしていることを確認いたしました。

- ① 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所があり、常時使用する従業員数・職員数が300人以下、又は資本金3億円以下であること
- ② 申請団体に、組員、構成員等として所属している若しくは、団体に所属していないものの、同一業界内であること
- ③ 法令等を遵守していること
 - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
 - (イ) 納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること
 - (ウ) 申請時から遡って1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がないこと
 - (エ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でないこと
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ④ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした(債権者を除く)又は破産手続きの開始決定を受けた債務者であること
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属している又は信用度が極端に悪化していないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑦ 従業員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること
- ⑧ 「令和7年度業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)」の支援先企業として支援中の企業でないこと
- ⑨ 本事業に最後まで取り組む意欲のある企業であること

令和 8年 〇月 〇日

従業員数	〇〇人
資本金	〇〇〇〇〇円

所在地	東京都■■■■■■■■■■
企業名	■■■■■■株式会社
代表者職・氏名	代表取締役 ■■■■■■■■■■ ㊟

(代表者氏名が自署の場合は押印不要)

本社所在地が都外の場合は、所在地欄に本社所在地と都内の主たる事業所を併記してください